

議案第 20 号

小野市下水道条例及び小野市農業集落等排水処理施設管理
条例の一部を改正する条例の制定について

小野市下水道条例及び小野市農業集落等排水処理施設管理条例の一部
を改正する条例を別紙のように定める。

平成 31 年 2 月 26 日提出

小野市長 蓬 萊 務

(提案理由)

消費税法及び地方税法の改正により平成 31 年 10 月 1 日に消費税率
(国・地方) が 8% から 10% に引き上げられることに伴い、使用料の
額を改定する必要があるため。

小野市下水道条例及び小野市農業集落等排水処理施設管理
条例の一部を改正する条例

(小野市下水道条例の一部改正)

第1条 小野市下水道条例（平成元年小野市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「算定した額」を「算定した額に、100分の110を乗じて得た額」に改める。

別表を次のように改める。

(小野市農業集落等排水処理施設管理条例の一部改正)

第2条 小野市農業集落等排水処理施設管理条例（平成9年小野市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「算定した額」を「算定した額に、100分の110を乗じて得た額」に改める。

別表第2を次のように改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している公共下水道及び処理施設の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料（施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後である公共下水道及び処理施設の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料を前回確定日（その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。

3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたと

きは、これを1月とする。

第1条関係の別表

別表（第20条関係）

基本使用料 (1月につき)	従量使用料 (1月1立方メートルにつき)	
10立方メートル以下 1,150円	10立方メートルを超え20立方メートル以下の分	138円
	20立方メートルを超え50立方メートル以下の分	166円
	50立方メートルを超え100立方メートル以下の分	195円
	100立方メートルを超え200立方メートル以下の分	232円
	200立方メートルを超え500立方メートル以下の分	269円
	500立方メートルを超える分	301円

第2条関係の別表

別表第2（第15条関係）

基本使用料 (1月につき)	従量使用料 (1月1立方メートルにつき)	
10立方メートル以下 1,150円	10立方メートルを超え20立方メートル以下の分	138円
	20立方メートルを超え50立方メートル以下の分	166円
	50立方メートルを超え100立方メートル以下の分	195円
	100立方メートルを超え200立方メートル以下の分	232円
	200立方メートルを超え500立方メートル以下の分	269円
	500立方メートルを超える分	301円